

議案第50号

関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、この条例を定めようとする。

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

関市公設地方卸売市場業務条例（平成元年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第36条第4項中「その8パーセントに相当する金額を上乗せした」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）を加えた」に改める。

第39条第3項中「その8パーセントに相当する金額を上乗せした」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

第42条中「8パーセントに相当する金額」を「消費税等相当額」に、「消費税額及び地方消費税額」を「消費税等相当額」に改める。

第46条第1項中「その8パーセントに相当する額」を「消費税等相当額」に改める。

第55条第1項中「消費税額及び地方消費税額」を「消費税等相当額」に改める。

別表卸売業者市場使用料の項中「消費税額及び地方消費税額」を「消費税等相当額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。